

下野市における行政評価市民評価について

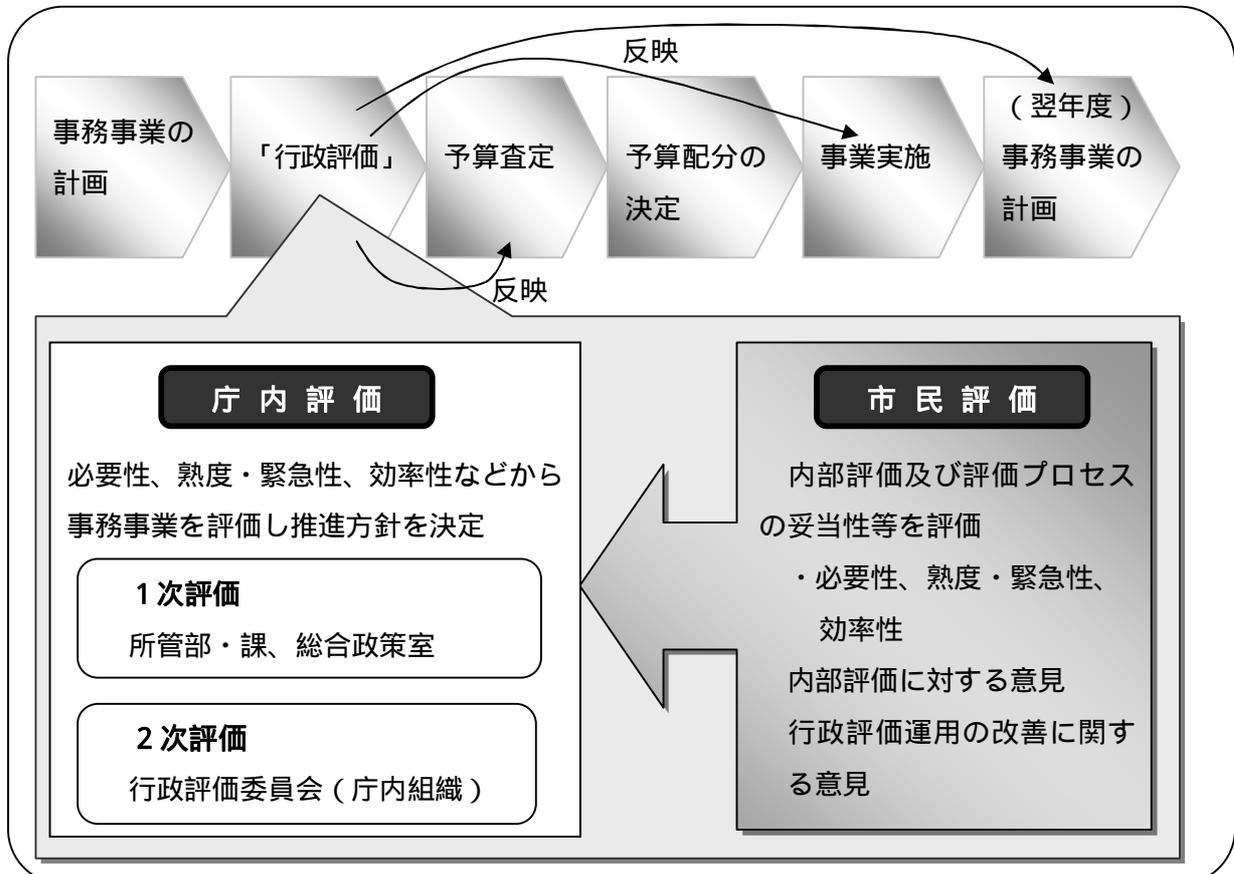
1 下野市における行政評価市民評価の目的

下野市における行政評価の市民評価は、市民協働の一環として事務事業評価に市民が参画することを目的としています。市が実施している評価に対して、行政サービスの受益者であり負担者でもある市民が、「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」などといった視点から事務事業を評価します。

つまり、市が一定の基準（対象事業の必要性、熟度・緊急性、効率性等）で評価した結果が、“市民の感覚、視点”に照らし合わせて妥当かどうかを評価するものです。

庁内	一次評価	所管部・課及び総合政策室
	二次評価	行政評価委員会(委員長：副市長、部長以上で組織)
	最終評価	市長
庁外	市民評価	行政改革推進委員会

行政評価市民評価イメージ図



2 下野市における行政評価市民評価の特徴

下野市では、行政評価制度を予算、人員などの経営資源の配分、事業の取捨選択、優先度の設定などを行なう際の重要なツールとして位置づけ、事業実施前に事務事業を評価し、事業の推進方針を決定しています。

下野市における行政評価市民評価では、この市内での「積極的に推進する事業、計画どおり実施する事業」「事業内容を見直しながら実施する事業」「当面実施しない事業、廃止・休止する事業」のランク付け（事業の推進方針）の妥当性を問う形とし、行政改革推進委員会において多数決により評価を決定しています。

事業を実施前に評価する点では、国や全国各所で行われている「事業仕分け」と同様ですが、その違いを整理すると下野市における行政評価市民評価は、次のように特徴づけられます。

外部有識者が専門的な知見に基づいて評価するのではなく、受益者であり負担者でもある市民が当事者としての問題意識に基づいて評価する。

事務事業を直接評価するものではなく、行政による事務事業評価結果の妥当性を評価する。

評価結果だけではなく、評価プロセスをたどって、必要性、熟度・緊急性、効率性の観点からも妥当性を評価する。

「国の事業仕分け」と「下野市の行政評価市民評価」の違い

		国の事業仕分け	行政評価市民評価
目的		各省庁等が実施する事業について、不要不急な事業を廃止、縮小の意思決定を行うもの。これにより、必要な事業の予算を確保することを目的とする。	市民協働の一環として、市民の視点で事業を事前に評価するとともに、市民からの意見を翌年度以降の行政評価の運用改善につなげることを目的とする。
進め方・実施方法等	選定・抽出 対象事業の	廃止、縮小を検討すべき事業を選定する。	毎年度分野のバランスをとって、30事業を選定する。
	評価の対象	事業実施担当者による事業についての説明を参考に、事業そのものを評価対象とする。	事業実施担当者及び庁内評価の説明を踏まえて、事業そのものを評価対象とする。また、評価プロセスをたどって、必要性、熟度・緊急性、効率性の観点からも妥当性を評価する。
	評価者	事業の対象分野についての専門知識を有する有識者を含む政府担当者	受益者であり負担者でもある一般市民が中心
評価結果の適用、活用		対象事業についての廃止、縮小等の評価にそって、当該年度の予算に適用される。	事業の予算査定に反映する。 翌年度以降の担当課における事業計画、及び庁内評価の際に事業の継続、改善、廃止等を検討する参考とする。 翌年度以降の行政評価（庁内評価、市民評価）の運用改善に活用する。

3 市民評価の対象

次の基準に基づき、毎年度30事業を選定しています。

評価の対象

総合計画基本計画に計上した事業

具体的には 総合計画基本計画に具体的に位置付けられている事業、あるいは、その施策・事業と明らかに直結的な事業

予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業、予算の伸びが顕著な事業

具体的には 原則として事業費が500万円以上の事業

評価の対象外

法令で義務付けられている事業、国・県等の制度にもとづく事業、政策的な判断を伴わない事業(内部管理事務)など、市としての裁量の余地が少ないもの。

【 年度別選定数 】

	選定数	総合計画 前期基本計画期間			
		H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度
総合政策室・総務部	4	1	1	1	1
市民生活部	24	6	6	6	6
健康福祉部	24	6	6	6	6
経済建設部	32	8	8	8	8
上下水道部	12	3	3	3	3
教育委員会	24	6	6	6	6
計	120	30	30	30	30

〔 総事務事業数 500事業程度 〕

500事業の内、対象基準に合致するもの
200事業から、対象外の事業を除くと

約200事業

約120事業

120事業 = 30事業 × 4年(総合計画前期基本計画期間)

4 評価(ヒアリング)の視点

市が実施した内部評価、具体的には「積極的に推進する事業、計画どおり実施する事業」「事業内容を見直しながら実施する事業」「当面実施しない事業、廃止・休止する事業」のランク付け(事業の推進方針)の妥当性を評価します。その際、庁内での評価プロセスである「必要性」、「熟度・緊急性」、「効率性」の「高い」「低い」の評価について

も一つずつ妥当性を評価して、結論を導き出します。

必要性

この事業は、総合計画に明確に位置づけられていると言えるか。あるいは、総合計画の基本方針や施策に合致していると言えるか。

多くの市民や地域社会から、この事業の実施が求められるような要請があると認められるか。

熟度・緊急性

この事業を計画どおり進める環境が整っていると言えるか。

<ソフト事業の場合>

(例) サービスの利用者が年々増加している。 熟度が高い

<ハード事業の場合>

(例) 事業に対して市民の理解が得られない、用地買収が難航している。

熟度が低い

この事業を実施しなかった場合、市民の生活に急激かつ重大な影響を与えると言えるか。

効率性(見直しの余地)

受益対象者の規模が適正かどうか、検討していると言えるか。

<ソフト事業の場合>

(例) 受益対象者を適正化するため、対象年齢を上げる/下げるなど検討している。

効率性が高い

<ハード事業の場合>

(例) 道路の改良により、利便性が向上する市民が多くいる。

効率性が高い

2 同じ部署の他事業との統合や、他の部署の事業との連携などの工夫ができないか検討されていると言えるか。

<ソフト事業の場合>

(例) イベントの実施に際して、対象者が同じであれば同時に開催することができないか検討されている。 効率性が高い

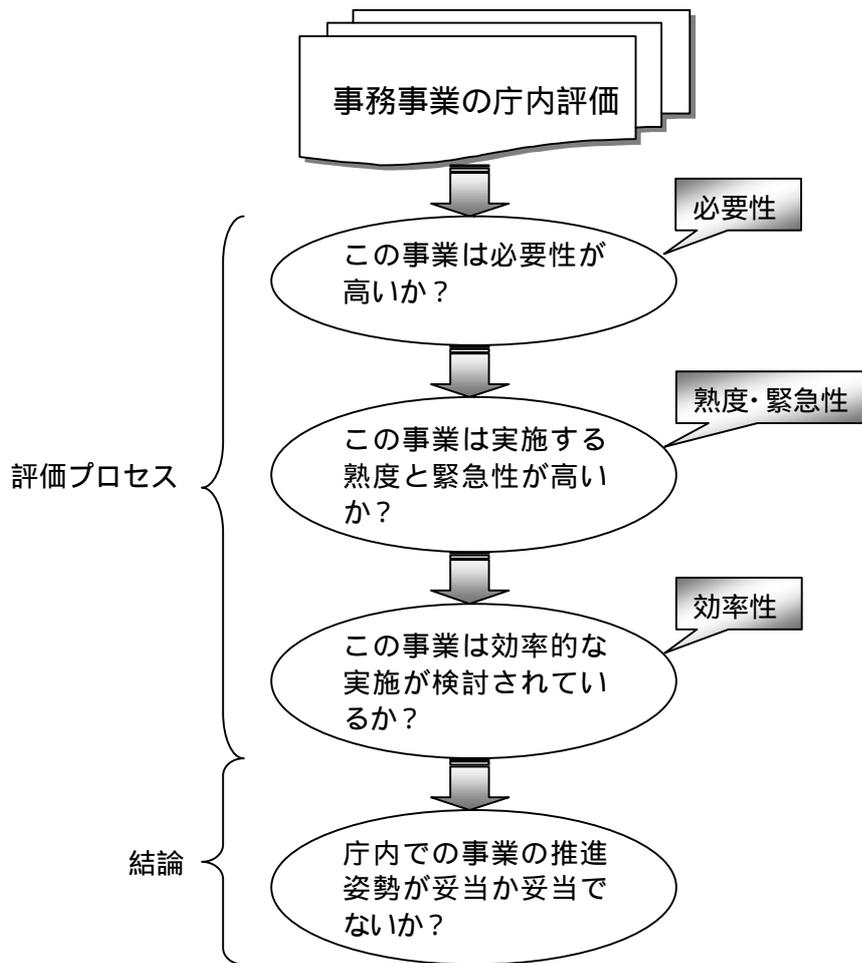
<ハード事業の場合>

(例) 施設整備などで、例えば教育分野だけではなく、福祉や観光などの事業に活用できないかなど、関係する部署と検討している

効率性が高い

3 民間に委託したほうが品質やコストの面で優れているかどうか、また、実態として民間事業者に委託できる環境があるかどうか検討していると言えるか。

< 評価視点イメージ >



【事業の推進方針】

積極的に推進する事業
計画どおり実施する事業
事業内容を見直しながら実施する事業
当面実施しない事業
廃止・休止する事業

積極的



5 評価の方法

行政評価市民評価シートに基づき、担当部・課長、総合政策室等とのヒアリングを実施します。

委員は、評価プロセスに沿って、必要性、熟度・緊急性、効率性の観点から庁内評価の妥当性を判断します。さらに、総合評価として事業の推進方針に対して、4つの区分に分類します。

ヒアリング及び委員評価実施後、委員による協議を行い、意見の集約を図った上で評価結果を取りまとめます。

区 分	内 容
	妥当である。
	おおむね妥当である。
	やや妥当とは思われない。 (推進方針が高すぎる) (" 低すぎる)
	妥当とは思われない。 (推進方針が高すぎる) (" 低すぎる)

6 評価結果の取りまとめ

市民評価の結果について、報告書として取りまとめます。

報告書の構成
1 はじめに
2 評価の対象
3 評価の視点
4 評価結果
総括表
事務事業別
5 来年度以降の行政評価の運用改善に向けた意見

7 意見の反映

事務事業評価に対する意見は、市において翌年度以降の事業実施及び内部評価等に際し参考にするとともに、市民評価のプロセスで得た意見は、翌年度以降の行政評価の運用改善にもつなげることにしています。

8 意見の公表

市民評価の結果について、市ホームページで公表します。